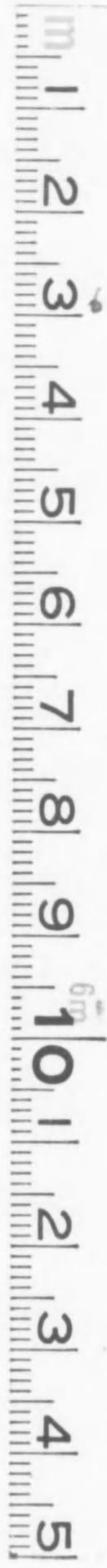


特 251 313
634 46

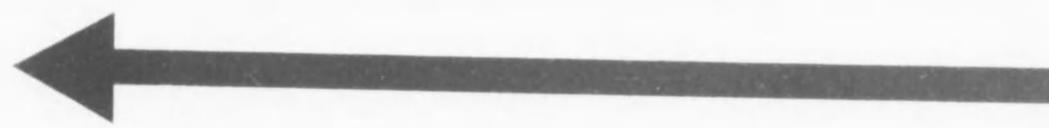
大社叢書

第四

出雲大社事務所



始



特251
634

目次

- 一、大正天皇と出雲大社
 - 一、大正天皇の御降誕
 - 二、中山邸に移らせらる
 - 三、皇后陛下出雲大社へ御祈願
 - 四、中山邸へ出雲大社御分靈奉遷
 - 五、御衣奉献
 - 六、御成婚につき御代拜
 - 七、出雲大社へ御参拜
 - 八、宮司の光榮
 - 九、勅祭
 - 十、崩御
- 一、社務日誌抜萃

大正天皇と出雲大社

千家尊統謹記

一、大正天皇の御降誕

天皇の御生母は、早蕨の内侍と申したる權典侍柳原愛子（十）の方にて、今は二位の局と申し上ぐるなり。

柳原權典侍は、明治十二年四月二十一日赤坂假皇居にて、内々の御著帶あり、七月八日に青山御所内なる御産所に移られ、改めて八月十九日、正式に御著帶、八月三十一日午前八時十分皇子御誕生あらせられたり。

九月三日 皇太后陛下（英照皇太后）御産所に行啓、同日 皇后陛下（昭憲皇太后）も亦行啓あり。九月六日御命名式あり、明宮嘉仁親王と申し上げ奉る事となれり。即ち 大正天皇なり。九月十九日 皇太后陛下（英照皇太后）九月二十四日には 皇后陛下（昭憲皇太后）再び御産所に行啓あらせられたり。

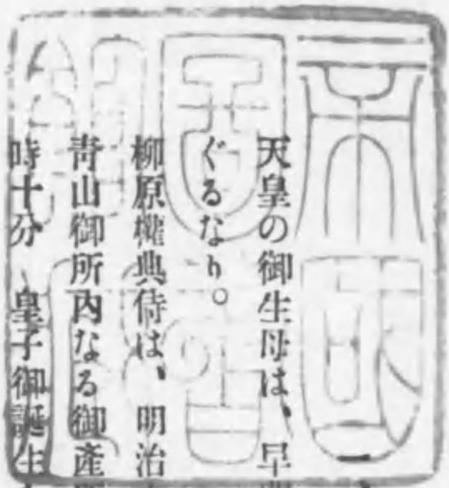
特251
634

目次

- 一、大正天皇と出雲大社
 - 一、大正天皇の御降誕
 - 二、中山邸に移らせらる
 - 三、皇后陛下出雲大社へ御祈願
 - 四、中山邸へ出雲大社御分靈奉遷
 - 五、御衣奉献
 - 六、御成婚につき御代拜
 - 七、出雲大社へ御参拜
 - 八、宮司の光榮
 - 九、勅祭
 - 十、崩御
- 一、社務口誌抜萃

大正天皇と出雲大社

千家尊統謹記



大正天皇の御降誕

天皇の御生母は、早蕨の内侍と申したる權典侍柳原愛子ナレの方にて、今は二位の局と申し上ぐるなり。

柳原權典侍は、明治十二年四月二十一日赤坂假屋居にて、内々の御著帯あり、七月二十日、青山御所内なる御産所に移られ、改めて八月十九日、正式に御著帯、八月三十日、時十分、皇子御誕生あらせられたり。



九月三日 皇太后陛下（英照皇太后）御産所に行啓、同日 皇后陛下（昭憲皇太后）も亦行啓あり。九月六日御命名式あり、明宮嘉仁親王と申し上げ奉る事となれり。即ち 大正天皇なり。九月十九日 皇太后陛下（英照皇太后）九月二十四日には 皇后陛下（昭憲皇太后）再び御産所に行啓あらせられたり。

青山御産所は、明宮様の御殿となり、宮様はそこに御留まりになりしも、後に従一位中山忠能卿の邸に移らせらるゝ事に御内定せるを以て、天皇陛下（明治天皇）は十二月四日御乗馬にて、明宮様の御殿に行幸、皇太后陛下（英照皇太后）も亦同日行啓、翌日五日には、皇后陛下（昭憲皇太后）行啓あらせられたり。

二、明宮様中山邸に移らせらる

明治十二年十二月中山忠能卿は、明宮様の御養育掛を仰せ付けられ、同七日、明宮様には、東京市麴町區有樂町一丁目三番地なる中山邸に移らせられたり。初めは六日の御豫定なりしが、雨天のため一日御延ばしになりしなり。七日は晴天にて、午前中に御殿を御立ちになり、中山一位の局、柳原二位局、中山忠能卿、同孝麿卿御供申しあげ、午後一時頃中山邸に御着きあそばされたり。

中山邸内に於ける御殿は、新らしきものにて、坪數五十二坪八合八勺八才、御居間は十疊と十二疊、東南は庭園に面し、中山邸とは中庭をへだて、相對へり。侍女の部屋は別棟なり。

當時は、天皇陛下（明治天皇）の御生母なる中山一位局慶子の方も御存生であり、又天皇陛下（明治天皇）は、忠能卿御世話申し上げたる關係もあり、そのため、明宮様も中山邸に移らせられしと承はる。かくて、明宮様は御年七才明治十八年三月二十三日中山邸より赤坂假皇居に歸り給ひぬ。

此間、御近側に奉仕せる者は、中山一位局、女官竹内俊子、御乳人岩井ふじ等なり。

三、皇后陛下（昭憲皇太后）出雲大社へ御祈願

中山家に於て、前きに、天皇陛下（明治天皇）の御子様方を御養育になりしも不幸にして、皆御かくれになりしを以て、此度、明宮様の御移りについても、一位局初め一方ならぬ御氣づかひの事なりき。殊に、皇后陛下（昭憲皇太后）の御心配は非常なるものにて、明治十六年九月千家尊福に御書き付を以て、内々の仰せ言を賜はりたり。

『明宮嘉仁親王』

御十五歳マデ御安全

御祈禱

皇后宮思召ニテ御依頼之事

御守札ハ始メテノ御祈
禱ノ節御上ゲノミニテ可
然毎年正月九月兩度
御供物同宮へ御上ケ位
ニテ可然トノ事也

右來十月一日ヨリ

御始ニ相成度候事

十六年九月

香川敬三

内々之事

依て出雲大社、大社教本院及び東京分祠に於ては、日々御祈禱を奉仕致したり。東京分祠へは、毎月一日中山一位局より代參をたてられ、時には親しく參拜幣帛を献せられたり。當時の御祈禱の祝詞を、讀みやすき様に、假名交り文にして左にあげむ。

天下を造り又幽冥事カケリコトの主宰ツカサとます、かけまくも畏き

大國主の大神のうづの大前に、大教正從四位千家尊福かしこみかしこみも白さく。かけ

まくも畏き

天皇の貴御子とます

嘉仁親王は、まだ御胎内オホミナカマにましつる時より、安らけく平らけく生れ出で給はむ事を、尊

福深く厚く大前に乞ひ祈み奉り、生れ出でまして後は、彌々健けく雄々しく生ひ立ち給

はむ事を、ひたぶるに乞ひ祈み申して在るを、まさやけく此年頃を、すくすくと美しく

生ひ立ちますは、もはら我が

大神の大御守と、畏く尊くなも仰き奉るを、天皇の大御慮オホミコトは申すも更なれど、皇后宮に

は、此

親王の生末ユメノミコの事を深く厚く思ほしめすと、今より後其御齡十あまり五と申さむ頃までの

事を、尙ほ深く遠く乞ひ祈み奉るべき由を尊福に仰せ言コトよざし賜へり。故常コトも乞ひ祈み

奉りて在る事にはあれど、更に今年の十月の一日より深く厚く日にけに乞ひ祈み奉る事

を、うまらに廣らにきこしめし、相うづなひ給へ、素より大神は神代の時より八十万神

をひきゐまして、皇朝廷の大御守神と御靈幸へまし、つたなけれど尊福も遠つ祖天穗日命の時より、うみの子のつぎつぎ變らず、玉緒の唯一筋に仕奉り來て、今親王の御爲に

大神に乞ひ祈み奉る事は、私の願にあらず、深く遠くすめらが^{ミズ}大御^{ミズ}糸を思ふ赤心の淨き心に乞ひ祈み申す事にしあれば、

大神もたしにきこしめし、うまらにうづなひ給ひて、いや益に守り恵み給ひいや遠に御靈幸はへ給ひて、尊福がみ祈り仕奉る事のしるしまさやけく、今より後親王の御躰は健く雄々しく生ひ立ち給ひ、御心さどく賢く立ち榮えしめ給ひて、天皇が大御慮は更なり、皇后宮の御心をも安め奉り給ひ、足はし奉らしめ給へど、頸根突抜きて畏み畏みも白す。

四、中山邸内へ出雲大社御分靈奉遷

明治十六年十月六日 皇后陛下（昭憲皇太后）中山邸内の 明宮様御殿へ、出雲大社の御分靈を 明宮様の守護神として迎へしめ給ふ。

これよりさき、千家尊福は十月一日より五日間、神前に於て御神體、御守、鎮祭、謝恩式相

勤め、六日に中山邸の 明宮様御殿へ御分靈を御遷座申しあげたり。當時の書類に依れば

記

一、十月一日

御神體御守封奉務招神式勤行仕候事

一、招神式勤行後御安全之御祈相勤爾來毎日御祈奉務仕候事

一、一日より五日間

御神體御守鎮祭謝恩式相勤六日御殿へ御遷座鎮祭奉務仕候事

一、同日地鎮祭御土封祈禱相勤候事

一、毎日御祈禱奉務祝詞ハ別紙之通ニ御座候事（記者云フ祝詞ハ前ニ記セリ）

一、御殿ニテ御拜祝詞並御奉務之次第者別紙ニ記載仕候事（記者云フ後ニ記ス）

一、六日御鎮祭之次第ハ別紙之通相勤候事（記者云フ此別紙ハ今傳ハラズ）

右之通相勤候ニ付別紙相添差上候 敬曰

明治十六年十月六日

大教正從四位 千家尊福

とあり。

而して御分靈御遷座後中山邸内御殿にて御神前向きにつきては左の通り申し上げたり。

記

- 一、神前御拜其他之儀ハ左ノ通り被遊可然奉存候
- 二、大國主大神ハ三月一日四月十五日ヨリ十七日マデ九月十五日ヨリ十七日マデノ三度ヲ年中ノ大祭トシ毎月一日十五日並ニ甲子日ヲ小祭ト仕居候條御殿内ノ御神前ニ於テモ同日ハ其御心得ヲ以テ御拜被遊事
- 三、御供物ハ毎日被遊候上ハ無御座候へ共御都合ニヨリテハ大小祭日ニ限り御備相成候テモ御ヨロシキ事
- 但獻燈ノ儀モ本文ニ準ジ御取扱可然事
- 四、宮御方毎日神前御拜被遊度事
- 五、御日拜ハ御附ノ御方ニテ別紙ノ拜詞御唱御拜ニ相成度事
- 但御拜之次第ハ先御袋戸ヲ開キ次ニ拜詞並ニ神語ヲ御唱被成候テ二拜拍手四被成候テ御ヨロシキ事

六、御肌守ハ晝ハ御肌ニ被爲付夜ハ御枕上ニ被爲置度事
 とありて、宮様日々御拜の事、又御附の方には、日拜詞を唱へ神語を三唱の事を申し上げ居れり。日拜詞神語を次に記すべし。

御日拜詞

かけまくもかしき、おほくにぬしのおほかみのおほまへに、かしこみかしこみもまをさく。おほかみは、かみよのときより、やそよろつのかみをひきぬまして、すめらみかごのみまもりかみどみたまちはへませば、いまかくよしひとのみこのみために、こひのみまつることをきこしめし、うつなひたまひて、いやすにまもりめくみたまひ、いやとほにみたまちはへたまひて、みみはたけくををしく、こころはさどく、かしこく、おひたちさかえしめたまへど、かしこみかしこみもまをす。

神

語

祝詞を申上の後にて三度となへてなむべし

さきみたま、くしみたま、まもりたまひ、さきはへたまへ。

五、御衣奉獻

年月はよくわからざれど、これより先き、元出雲國造千家尊澄の室、婦美子（私共ノ祖母デアリマシテ儀同三司從一位廣橋光成ノ五女デアリマス）は、白綾子の御衣に、白羽二重の下襲白羽二重の肌著を添へて、明宮様に献じたり。之れ等は婦美子自身親しく裁縫せしものにて、皇后陛下（昭憲皇太后）の御内命による次第と承り居れり。明治十六年に婦美子上京の節、明宮様へ内謁し、宮様の御玩具を賜はり、今に千家家の家宝として傳へ居れり。

六、御成婚につき御代拜

かくて、明宮様は、すくよかに御成長あらせられ、明治二十年八月東宮宣下あり、同十二年十一月三日立太子の御儀あり、同三十三年五月十日公爵九條道孝卿四女節子姫入りて、皇太子妃とならせらる。此御成婚の時、出雲大社並に東京分祠へ、中山一位局より幣帛料を献せられ、又皇太子殿下御代拜として伯爵園基祥氏參向せられたり。之れ 東宮御無事御成育御結婚あらせられたるは神護の然らしむる所として奉賽のための御事と、ひそかに拜察しまつるなり。

七、出雲大社へ御參拜

明治四十年五月 皇太子殿下の御時、山陰道行啓の事あり。同二十七日出雲大社へ御參拜あらせられ、稻田姫神像を觀祭樓下にて御覽あり、松の御手植ありて、千家男爵の邸に台臨、御晝餐を召されぬ。此時の御模様は、千家尊福の著「まちし出まし」を抜き書きして記すこととせむ。

二十七日今日は塵はかりの雲もなく空の限り晴れわたりて風もなきたゞす珍らしきよき日なり（中畧）やかて御車は賽路の松原をきしらせたまひて會所のまへにとゞまりてそこに入らせ給ひてしはし憇ひたまひぬ桂主事は宮司尊紀にはかることやありけむ社殿近く進みゆきてやかて復命しつ會所を出ましては權宮司御先つかへまつりて定め御拜所にて拜みましぬその次第左の如し

出雲大社御參拜次第

當日早旦神殿御裝飾ヲ奉仕ス
御旅館御出門時刻御着

先宮司以下神殿ニ參進宮司内殿ノ御扉ヲ開キ畢テ宮司ハ樓門内ニ蹲踞ス

次一ノ鳥居内會所前ニ於テ

御下乘會所ニ於テ御小憩ノ後御參拜

權宮司御先導

次八足御門階下ニ於テ禰宜一員主典一員大麻御鹽ヲ奉仕ス

次八足御門内ニ於テ

御手水ヲ進ル東宮侍從奉仕

次樓門内敷石上ノ

御座所ニ着御

扈從ノ東宮大夫以下勅任官ハ樓門内ニ奏任官ハ樓門外石階上ニ候ス

權宮司ハ樓門内ニ蹲踞ス

次宮司案上ノ

御玉串ヲ執リ之ヲ進ル

御幣物ハ豫メ宮司内殿前ノ案上ニ奉奠ス

次

御拜

此間供奉諸員一同敬禮

次

御玉串ヲ宮司ニ授ケ給フ

次宮司

御玉串ヲ捧グ昇階内殿前ノ案上ニ奉奠シ畢テ降階復命本座ニ復ス

次宮司御先導觀祭樓ニ於テ神寶ヲ

御覽ニ供シ奉リ傳來由緒ヲ言上ス

次

御退下

次

會所へ復御宮司御先導

次杵築町

御晝餐所へ成ラセラル

御拜所のおんさまはたちよりて見るべき限りならねはえしらす最と嚴なることなりしよし聞き奉るはかしこきことにて神もいかに嬉しとうけ給ひけん老の心にはかまげて泣く外なかりき己が心に殊にかしこく思はゆるは殿下の生れさせ給ひしよりすぐやかに生たちまさむことは誰しの人か祈り奉らさらむいつれの神か守り奉らさらむとは思へども殊にやむことなきあたりの内命を承りつるゆゑよしありて尊福大社宮司として仕へまつりしをりは云ふも更なりその後も毎日に乞祈み奉りつゝある上に今の宮司尊紀と大社教管長尊愛とにいひつき語り謀りて同じ心に祈り奉りつるに今日しも御氣色うるはしう拜み給ふ御ありさまを見奉りては嬉しとやいはむ喜しとやいはむいひあらはすべき言葉もしらずかしこくも心の内に思ひつゝける

御榮を祈らぬ人はなけれども

わきていつもの神やまもらむ

殿下の生れさせ給ひしたの年のみあれ日によりてたてまつりし歌など今更の如く思ひ出てかきつらぬるも畏み喜ふあまりのしわざなり

明宮の皇子生れさせたまひ

しとき母婦美子の縫へる御

衣を奉るとて

万代も重ねませとてさゝけけり

みけしの袖のうらやすくして

明宮皇子うまれさせ給はぬ

ほどより我大神に乞祈みま

をしつる事のありつるに安

らけく生れ玉ひしはうれし

といはむも中々にこそされ

は平けく安らけく生たちま

さん祈事を朝夕となく怠ら

すつかへまつりつる程に早

う八月三十一日になりぬこ

の日はうまれさせ給ひし日
にしあれば公には御祝の事
あるよしをうけたまはるに
つけてもかく安らかに榮え
させ給ふよろこひを奏して
なほ千代万代と祈り奉らむ
とてそのよしを神官に告げ
やりて御饌さよけまつらし
めしをそのおろしの御饌を
おまへに奉るとて

朝日子の笑みさかえますみおもには

神の光のさしそはるらむ

ふしもなく生ひたちませるこの君の

榮ややかて千ひろなるらむ

(中畧) もとの賽路を経て大鳥居に出たまひ大鳥居越峠北越峠宮内などいふ字を通りま
してわか家に御車をよせたまひぬ(中畧)御車寄よりは御先つかへまつりて大社教本院
即ちわか家の廣間を経て御座所につきましぬやかて尊福尊紀には謁をたまへり(中畧)
所せき家ながら新らしう清らかに造りつれば此御座所としてつかへまつるもいささか心
安く思ふもかしこし 殿下には特に御言葉ありて家廣く庭園もよし庭のありさま撮影し
て奉れとのたまひしは唯かしこさになかむはかりなりき晝の御食聞こしめして大社の神
寶を見そなはずに尊紀親しく説明しまつりぬ尊福か家に傳はれる品につきてはおのれ説
明しまつりぬ(中畧) この日は日本海々戦の當日にて 殿下の御参拜とともに東郷大將
の供奉せらるるは誠にくしき事なりと云ふ人多し海戦の當日はこのあたりに砲聲のどご
ろき聞えし事など語るに東郷大將は今頃午后二時敵艦を打ち沈めし時なりなどかたらへ
り(中畧) 殿下には數回 御前に召し給ひて何くれと仰ことありける序に去し日 迪宮
淳宮兩皇孫殿下の東京勸業博覽會を見にもせさせ給ひしそのときの御さまを聞えあけ
しにいと喜はせ給ひさることのありしよし傳へ聞たりしが然なりしかそは世話になりし
などの御言葉あり畏しともかしこし御手つからもたせ給へる巻煙草入りより煙草をとり出

て授けたまひてそこにてふくへしと仰せ給ひてなほ種々の御下問ありし(中略)還御近くなりて御前に召したまひて今日は種々心配になりて喜ふこは記念のため授くこの御言葉ありて左の品々を下し賜へり

金御紋章入銀臺花瓶

一

御紋章附銀盃

三組 一

紅 白 縮 緬

各 一 疋

(下略)

としるしてあり。右御下賜の外、東京へ御還啓の後、御寫眞を下し賜へり。此御寫眞は殿下行啓の記念日、正月元旦、天長節には、御座所たりし書院に安置して、家族初め拜禮致す事とせるも、神去りまししからには、天長節は自から大正天皇祭日と代ふるも悲しき限りなり。

行啓の時、薮川郡長たりし村上壽夫氏の書かれたるものを見るに、
明くれは五月二十七日である午前九時御出門にて(中略)官幣大社出雲大社に御參向十時五十分荒垣門(銅鳥居)内にて御下乗會所に於て御休憩遊ばさる(中略)

以上の御次第(記者云フ參拜ノ御次第ハ前ニ)は正肅尊嚴を極めさせられたもので承る所に依れば伊勢大神宮に於かせられたる御例に據せられたるものであると云ふ誠に長き事であつた(中略)

かくて午前十一時三十分出雲大社を御發車あらせられ(中略)千家男爵邸にのぞませらる主人尊福男御車寄に奉迎して御先導申さる大社教本院をすきさせらるる時殿下神壇に向て御拜あらせられしが此時尊福男より殿下御幼年にあらせられし折柄皇后陛下より密かに御平癒御生長遊はさるる様御祈念申上くへき旨の御内意を下され爾來御旨を奉體し日々御祈念を怠らずして今日に至れる由を言上せられしに殿下は此事初めて御耳に達せしもの如く最も御感激の御模様にて更に恭しく神前に御拜あらせられたかくて御便殿に入らせられ云々

とあり

「まちし出まし」に

この日殊に御氣色美はしくましますは大社に御參拜ありて御心も常よりけに清々しくませるにやと見たてまつりて喜ひかしこむの情禁するを知らず云々

又同書に

かねての定めの時いたく移りて還御ますことになれるはいかに所せき御座所も御心にか
なひなかめなき庭も御心を慰めけむと家の光さへそふ心地して 云々

と記して居れり。尊福が「子孫に傳へん今日のかしこさは遠つ祖いかにうれしかるらむ」
と詠みたるは、誠に尤もなることと云ふべし。

此度の山陰行啓に際し、島根縣教育會にて奉迎歌を作り、當日小學校生徒に唱へしめたり。
唱歌は千家尊福の作、楠音樂學校教授の作曲なり。

一、春のみやまの高々に

仰きて待ちし出ましを

をろかみまつるかしこさは

たたへむことはもなかりけり

二、島根あかたの民草の

榮行くさまを見そなはず

此いてましのかしこさは

たたへむことはもなかりけり

三、思へは畏こき今日の日は

よき日と祝ひかたりつき

出雲石見の隠岐かけて

祝ひまつらむけふの日は

八、宮司の光榮

明治四十年七月十五日 殿下御参拜の御禮言上のため、東宮御所へ、宮司千家尊紀伺候す。
東宮妃殿下（皇太后様）より、白羽二重一疋を御下賜になりたり。丁度七月頃は、東京博
覧會ありて、宮司尊紀も見に参り居たりしに、其折 東宮殿下 同妃殿下（大正天皇と皇
太后様）には、會場へ行啓遊ばされて宮司を御みとめになり「出雲の千家が來てゐるね」
と當時東京府知事として 殿下を御案内せる尊福に御對ひになりて、仰せられたりと承は
る。之れ大社御参拜の御印象、御深きことを思ひまつる次第なり。

その後、明治四十四年十一月下旬宮司尊紀病篤き山きこしめされ、 東宮殿下（大正天皇）

より特別の思召を以て、御見舞として御菓子料を賜はりたるは、實に有難く感泣の外なし。

九、勅 祭

明治四十五年七月三十日 明治天皇崩御、大正天皇の御代となる。大正四年十一月十日京都に於て御即位の大禮をあげさせられ、同日出雲大社に於て奉告祭を奉仕す。同十四日大嘗會の大祭を行はせ給ふにより、出雲大社に於て大嘗祭を奉仕せり。從來出雲大社の御例祭又特別なる祭典には、地方長官御使として参向したりしを、大正六年より、御例祭には、宮内省より掌典を 勅使として差しつかはさるゝ事を仰せ出され、即ち 勅祭の社となし給へり。而して大正十五年五月十日には特に例祭式を定め、内務省令として發布せしめ給ふ。

十、崩 御

大正九年七月十三日 天皇陛下（大正天皇）御生母柳原二位局、老齡をいとほす、遙々出雲大社に参拜せられ、 皇室の御繁榮と 聖上（大正天皇）の御健康とを祈願せられたり。

聖上には其御頃御不例にわたらせられ、翌大正十年十一月二十五日には 皇太子裕仁親王殿下（今上陛下）を攝政となし給ひて、御自からは専ら御静養遊ばさるゝ事となし給へり。二位局は大社参拜の後、大社教本院にも参拜せられ、千家邸にて晝餐を饗せられたり。

さて、 聖上（大正天皇）御不例と承るや、今を去る數年の前より、日々御病氣御平癒を祈り奉りぬれども、つひに大正十五年十二月二十五日午前一時二十五分、葉山御用邸に於て崩御遊ばされ、今上陛下御踐祚改元昭和の御代とはなりぬ。

大正天皇大喪の御儀は、昭和二年二月七日夜新宿御苑に、葬場殿の御儀行はせられ、同八日曉多摩陵に於て、御陵の御儀とごこほりなくすませられたり。

私ども日本國民として、出雲大社の關係者として、又千家々の者として、深く悲みまつり、なつかしみまつるなり。

大正天皇と 今上陛下の御手植の松の、常磐の色のかはる事なく、共に共に御榮えまさん事を御祈り申し居たりしに、今や 御二方互に幽顯を異にせさせ給ふ。相ならべる御松を、日々目のあたり、拜しまつる我々のかなしみは、いつまでもつくる事なかるべし。

（終り）

社務日誌拔萃

(自大正十四年十月一日
至昭和二年五月卅一日)

大正十四年

十月五日 午前十時、皇太子妃殿下御着帶奉祝祭並に御安産祈念祭を奉仕す。

十月六日 皇太子妃殿下御安産祈禱の守札献上の爲、千家宮司代理として清水權宮司上京す。

十月十二日 本社より皇太子妃殿下へ献上の安産守札、全妃殿下へ献納御披露終りし旨珍田東宮太夫より通知書到來す。

十月十五日 國幣大社熊野神社鑽火祭執行につき、宮司代理として島主典參向す。

十月二十八日 日本勸業銀行總裁梶原仲次氏參拜。

十一月三日 午前十時、大社町自治奉告祭を執行す。

十一月十日 床次竹二郎氏參拜。

十一月廿三日 午前九時、新嘗祭並に献穀祭を奉仕す。

全 日 午後七時、古傳新嘗祭を奉仕す。

十一月廿五日 午前十時、大社町新入營兵奉告祭を執行す。

十一月廿六日 午前九時、神在祭を奉仕す。

十一月三十日 神在祭二の祭を奉仕す。

十二月二日 午前九時、神在祭三の祭を奉仕す。

全 日 午後五時、神等去出祭を奉仕す。

十二月七日 皇孫殿下御降誕につき、宮内大臣、皇后宮太夫、東宮職大夫宛奉祝電報を發す。

全 日 午前十時、大社町歸休兵奉告祭を奉仕す。

十二月十二日 皇孫殿下御誕生奉告祭を執行す。

大正十五年

一月一日 午前九時、歳旦祭並に大饗祭を奉仕、終て神劔拜戴式を行ひ、次て命主社に參向祭事を執行す。

一月二日 午前九時、大饗祭撤饗を奉仕す。

一月三日 午前九時、元始祭を奉仕、終て上宮に參向祭事を執行す。

- 二月十七日 午前九時、祈年祭を奉仕す。
- 三月九日 内務省技師角南隆氏參拜、神苑工事視察をなせり。
- 三月十八日 舞鶴要港部司令官海軍中將古川鉦三郎氏參拜。
- 三月二十二日 陸軍中將津野一輔氏參拜。
- 三月二十五日 大社町東西兩小學校兒童卒業奉告祭を執行す。
- 全日 敬神崇祖の大義を振興發揚せしむる目的を以て、本社主催し、大社町東西兩小學校並に荒木村小學校各高等科卒業優等生を選抜し、社費を以て伊勢皇大神宮並に桃山御陵へ本社職員附添へ參拜せしめたり。
- 四月四日 練習艦隊司令官海軍中將山本英輔氏、八雲艦長海軍大佐植村茂夫氏、出雲艦長大佐今井繼松氏外將卒五百名參拜。
- 四月六日 午前十一時、大社町東西兩小學校入學兒童奉告祭を執行す。
- 四月二十四日 國幣大社氣多神社宮司中村元彦氏參拜。
- 五月八日 官幣大社日^枝神社宮司宮西惟助氏參拜。
- 五月十日 官幣大社廣田神社宮司森津倫雄氏參拜。

五月十四日 本社御例祭につき、午前九時、勅使掌典庭田重行氏參向、恒例に依り祭典を執行す。

全日 午後一時、本社外苑に於て、本社主催島根縣下小學校兒童運動競技會を開く。參加學校二十五校選手人員壹百名、鞆川郡大社町東小學校優勝し、會長千家宮司より御神紋付優勝旗を授與し、成績可良のものには賞品の授與あり、盛況裡に午後三時閉會す。

五月十五日 午前九時、大祭二の祭並に正遷宮記念祭を奉仕す

全日 陸軍大臣宇垣一成氏參拜。

五月十六日 午前九時、大祭三の祭並に御札祭を奉仕す。

全日 午前九時より本社外苑に於て出雲大社後援島根縣體育協會主催青年相撲大會を開く。縣下各郡の選手四十名、先づ大社拜殿に於て選手一同の爲祓式を行ひ、後開會式を舉行、次に演技に入りしが各郡よりの應援隊及び一般觀衆は場に満ちて盛況を極め、五十番の競技の後、本社寄贈の優勝旗は鞆川郡青年永見嘉太郎氏に授與せられ午後四時閉會せり。

- 五月十九日 日進艦副長海軍中佐猪瀬乙彦氏以下將卒二百七十名參拜。
 五月二十七日 午前九時、皇太子殿下御參拜記念祭を奉仕す。
 五月二十八日 東京淺野總一郎氏夫妻參拜。
 六月七日 司法大臣江木翼氏參拜。
 六月二十一日 工學博士伊東忠太氏、大社神苑工事視察の爲來社す。
 六月二十三日 大國哲郎補出雲大社主典、給五級俸。
 六月三十一日 國幣小社日御崎神社禰宜島重夫補出雲大社主典、給四級俸。
 七月六日 午前十時、皇太子殿下啓記念祭を奉仕す。
 七月十三日 京都帝國大學教授文學博士藤井健次郎氏參拜。
 七月二十七日 京都帝國大學教授文學博士西田直二郎氏參拜。
 八月七日 赤十字社副社長阪本鍬之助氏參拜。
 八月九日 文學博士田中義能氏參拜。
 八月十一日 大審院部長法學博士松岡義正氏參拜。
 八月十四日 午後十二時、神幸祭を奉仕す。

- 八月三十日 文部省古社寺建造物調査囑託塚本慶尙氏參拜。
 八月三十一日 午前十時、天長節祭を奉仕す。
 九月九日 文學博士深作安文氏參拜。
 九月十五日 騎兵第五聯隊將校下士卒二百五十名參拜。
 九月十七日 歩兵六十三聯隊將校下士卒三百名參拜。
 九月二十日 子爵後藤新平氏參拜。
 十月九日 島根縣知事森岡二郎氏參拜。
 十月十五日 千家宮司、國幣大社熊野神社へ參向す。
 十月二十六日 午前十時、長慶天皇御登列奉告祭を執行す。
 十月二十七日 公爵二條厚基氏夫妻參拜。
 十月二十八日 八坂神社宮司杉谷正隆氏參拜。
 十一月十四日 宮内省樂師多忠朝氏參拜、本社の奏樂につき視察研究せり。
 十一月十五日 松江市婦人會を代表し、松江市長夫人高橋保子並に岡崎島子兩氏參拜
 聖上陛下御病氣御平癒祈念を願出に付、祈禱を執行す。

十一月二十日 大社町主催にて、聖上陛下御病氣御平癒祈念を願出に付、祈禱を執行す。

因に本社にては、聖上陛下大正十年御不例に涉らせ給ひし以來宮司毎日

御平癒祈禱を奉仕す。

十一月廿三日 午前九時、新嘗祭並に献穀祭を奉仕す。

全日 午後七時、古傳新嘗祭を奉仕す。

十一月廿四日 陸軍中將松本鼎氏參拜。

十二月一日 大社教婦人會員五百名並に鳥取縣米子町婦人會代表參拜、 聖上陛下御平癒祈念願出に付、祈禱を執行す。

癸祈念願出に付、祈禱を執行す。

十二月二日 岡山縣和氣同志會員參拜、 聖上陛下御平癒祈念願出に付、祈禱を執行す。

十二月四日 午前十時、大社町入退營兵奉告祭を執行す。

十二月十六日 夕刻、聖上陛下御危篤の趣拜聞、直に宮司以下職員出仕、御平癒を奉禱、

同時に宮内大臣、皇后宮太夫、東宮太夫宛、天機並に御機嫌奉伺の電報を發す。

十二月十八日 聖上陛下御平癒祈願祭を執行の旨、鳥根縣知事より訓令あり、午前十時

祈願祭を執行す。

十二月十九日 帝國在郷軍人會兼川郡聯合分會長陸軍歩兵少佐金本康久氏、各分會員三百

名を率ゐ參拜、 聖上陛下御平癒祈念を願出に付、祈禱を執行す。

同日 大社町青年團員同上に付參拜、祈禱を執行す。

十二月二十日 鳥根縣知事森岡二郎氏、 聖上陛下御平癒祈願の爲參拜。

同日 兼川郡鶉鷲村大阪石膏株式會社員、中山、金澤石膏株式會社員參拜、

聖上陛下御平癒祈念願出に付祈禱を執行す。

十二月廿五日 聖上陛下崩御の御趣拜聞、直に宮内大臣、皇后宮太夫、皇太后宮太夫、各

宮家宛、天機並に御機嫌奉伺の電報を發す。

十二月廿七日 千家宮司、天機奉伺の爲上京す。

昭和二年

一月八日 御踐祚改元奉告祭を執行す。

一月十九日 秩父宮殿下御歸朝に付、別當宛御機嫌奉伺の電報を發す。

一月二十五日 第五師團長牧達之氏參拜。

- 一月二十九日 朝見式、勅語奉讀式を舉行す。
- 二月十一日 紀元節祭を奉仕す。
- 二月二十日 舞鶴要港部司令官海軍中將大谷幸四郎氏參拜。
- 二月二十五日 大審院部長判事板倉松太郎氏參拜。
- 三月七日 内務省神社局囑託本郷高德氏參拜、大社神苑工事を視察す。
- 三月十八日 權宮司清水眞三郎死去。
- 三月二十五日 本社主催（第四回）小學校兒童の伊勢皇大神宮及び桃山御陵參拜團一行、本日出發す。
- 三月二十六日 午後一時、大社町東西兩小學校卒業兒童奉告祭を執行す。
- 三月三十一日 別格官幣社結城神社宮司大關春雄官幣大社出雲大社權宮司被仰付、六級俸下賜。
- 四月一日 午前九時、大社町自治奉告祭を執行す。
- 全日 午後一時、大社町東西兩小學校兒童入學奉告祭を執行す。
- 四月十一日 大審院長横田秀雄氏參拜。

四月十八日 新任出雲大社權宮司大關春雄着任す。

四月二十九日 午前九時、天長節祭を奉仕す。

五月十四日 午前八時、的射祭を執行、次で御例祭を奉仕す。

因に御大喪中に付勅使の參向はなかりき。

五月十五日 午前九時、大祭二の祭、並に正遷宮記念祭を奉仕す。

五月十六日 午前九時、大祭三の祭、並に御札祭を奉仕す。

全日 午前九時より本社外苑に於て出雲大社後援島根縣体育協會主催青年相撲大會を開く、縣下各郡の選手四十名、先づ大社拜殿に於て祓式を行ひ、次に

外苑に參集開會式を舉行、次に演技に入り番組六十餘回、邇摩郡青年山根佐太郎氏優勝し、會長より優勝旗を授與し、盛況裡に午後四時散會す。

五月二十七日 午前九時、東宮殿下御參拜記念祭を奉仕す。

五月二十八日 新任島根縣知事八木林作氏參拜。

五月三十一日 朝鮮神宮々司高松四郎氏參拜。

◆大社神苑工事進行狀況

(昭和二年五月末日現在)

一、土工ノ部

位置	名稱	摘要
大鳥居廣場	樹形地盤整理	七分通施工
	樹形側溝石垣	三分通施工
	墓隱小丘築立	二ヶ所共竣工
	眺望臺	竣工
降參道	板塀撤廢	全部撤廢
	左右地盤整理	四分通施工
祓ノ橋	板橋架設	材料準備中
松ノ參道	兩側田面埋立	殆ント竣工

二、植樹ノ部

全	兩側側溝石垣	九分通施工
全	兩側用惡水路	全部竣工
全	參道路面工事	四分通施工
荒垣前	苑路路面工事	七分通施工
外苑	地盤工事	竣工
全	周圍土疊	全上
乙名橋線	道路工事	全上

位置	植付樹種	植付員數
大鳥居廣場	針葉樹(黑松)並ニ常綠闊葉樹(雜木)	百四十二本
全眺望台及小丘	全上	八十一本

313
746

松ノ參道兩側	全	上	三百二本
外苑素鷲川沿	常綠闊葉樹(雜木)		二十六本

◆大社神苑寄附金調

(昭和二年五月末日現在)

縣内
 申込 貳拾壹萬七千九百六拾貳圓參拾五錢六厘
 納入 拾四萬九千參百七拾圓〇五錢五厘

縣外
 申込 拾四萬九千參百五圓九拾錢八厘
 納入 拾貳萬參千七百七拾五圓參拾七錢八厘

合計
 申込 參拾六萬七千貳百六拾八圓貳拾六錢四厘
 納入 貳拾七萬參千四百拾五圓四拾參錢參厘

昭和二年六月廿五日印刷
 昭和二年六月三十日發行
 (非賣品)

鳥根縣齋川郡大社町大字梓樂東五六番地
 編輯兼 發行所 矢 田 豊 雄

鳥根縣齋川郡大社町大字梓樂南八五六番地
 印刷者 竹 内 恒 藏

鳥根縣齋川郡大社町大字梓樂南八五六番地
 印刷所 中 島 印刷所

鳥根縣齋川郡大社町大字梓樂東一九五番地
 發行所 出雲大社々務所

313

746

松ノ參道兩側	全	上	三百二本
外苑素鷲川沿	常綠闊葉樹(雜木)		二十六本

三六

◆大社神苑寄附金調

(昭和二年五月末日現在)

縣内	申込	貳拾壹萬七千九百六拾貳圓參拾五錢六厘
	納入	拾四萬九千參百七拾圓〇五錢五厘
縣外	申込	拾四萬九千參百五圓九拾錢八厘
	納入	拾貳萬參千七百七拾五圓參拾七錢八厘
合計	申込	參拾六萬七千貳百六拾八圓貳拾六錢四厘
	納入	貳拾七萬參千四百拾五圓四拾參錢參厘

昭和二年六月廿五日印刷
昭和二年六月三十日發行

(非賣品)

編輯兼 發行所 島根縣鏡川郡大社町大字杵築東五六番地 矢田 豊雄
印刷者 島根縣鏡川郡大社町大字杵築南八五六番地 竹内 恒藏
印刷所 島根縣鏡川郡大社町大字杵築南八五六番地 中島印刷所
發行所 島根縣鏡川郡大社町大字杵築東一九五番地 出雲大社々務所

終

